

千葉県報

定例
令和5年11月14日

第13889号

千葉県報

令和5年11月14日(火曜日)

主要目次

人事委員会規則	一
千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則	一
告示	一
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一
保安林の指定	一
土砂災害警戒区域の指定	二
土砂災害特別警戒区域の指定	五
監査委員告示	九
千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示	九
公安委員会告示	九
警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	九
公告	〇
公共測量の実施(三件)	〇
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	一
特定調達公告	一
落札者等の公告	一
正誤	一
令和五年二月十四日付け県報第一三八一―一―号中	一二

人事委員会規則

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十一月十四日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

千葉県人事委員会規則第二十一号

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程(昭和三十二年千葉県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第七條第三項第五号中「もの」の下に「及び所属職員(副課長の職にある者を除く。)の子育て部分休暇の承認に關すること」を加える。
別表各課共通の項事務局長専決事項の欄第三号中「及び看護休暇」を「看護休暇及び

子育て部分休暇」に改め、同欄第五号中「ロ及びハ」を「ホ及びヘ」に改め、同項課長専決事項の欄第五号中「及び」を「、子育て部分休暇及び」に改め、同欄第六号中「ロ及びハ」を「ホ及びヘ」に改め、同欄第十三号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

千葉県告示第四百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
令和五年十一月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 指定する区域 八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部(別図のとおり)
 - 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
 - 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- (「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。
令和五年十一月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 保安林の所在場所 君津市西原字小田野下一、五〇六番
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第四百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和五年十一月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白井一五	佐倉市白井及び白井台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井田一	佐倉市白井田、新白井田及び白井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井田一二	佐倉市白井田及び白井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井田一三	佐倉市白井田、白井及び新白井田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白井田一四	佐倉市白井田、八幡台二丁目、八幡台一丁目及び白井台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩名一〇	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉見三	佐倉市吉見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮小路町二	佐倉市宮小路町及び城内町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯重一	佐倉市飯重及び江原新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯重二	佐倉市飯重の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高岡三	佐倉市高岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山王一	佐倉市山王一丁目、大篠塚及び太田	急傾斜地の崩壊

上座二	の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上志津六	佐倉市上志津及び南ユーカーが丘の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上志津七	佐倉市上志津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上勝田三	佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上勝田四	佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
城一	佐倉市城及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
城二	佐倉市城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
神門一	佐倉市神門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田一	佐倉市太田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田二	佐倉市太田、石川及び六崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田三	佐倉市太田及び大崎台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田四	佐倉市太田、六崎、大崎台四丁目及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大蛇町二	佐倉市大蛇町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
弥勒町一	佐倉市弥勒町及び大蛇町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
千成三	佐倉市千成三丁目、大蛇町、将門町及び印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鐺木町一八	佐倉市鐺木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

鍋木町一九	佐倉市鍋木町、並木町及び新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鍋木町二〇	佐倉市鍋木町及び宮小路町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
海隣寺町一	佐倉市海隣寺町、田町及び鍋木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鍋山町一	佐倉市鍋山町、鍋木町、栄町及び千成一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
南ユーカーリが丘一	佐倉市南ユーカーリが丘及び上座の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
馬渡二	佐倉市馬渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白銀一	佐倉市白銀三丁目及び白銀一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯野町二	佐倉市飯野町、飯野及び飯野干拓の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六崎七	佐倉市六崎及び大崎台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六崎八	佐倉市六崎、大崎台二丁目及び大崎台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
六崎九	佐倉市六崎及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
寺崎四	佐倉市寺崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大佐倉八	佐倉市大佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
飯田一三	佐倉市飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上別所二	佐倉市上別所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小篠塚三	佐倉市小篠塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木野子一	佐倉市木野子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
つくし座一	四街道市つくし座三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘一	四街道市旭ヶ丘一丁目、山梨及び旭ヶ丘三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀崎一	四街道市亀崎及び千代田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀崎二	四街道市亀崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
亀崎三	四街道市亀崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
栗山一	四街道市栗山及びつくし座三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
鹿渡一	四街道市鹿渡及びさがちが丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
物井一二	四街道市物井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
物井一三	四街道市物井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
和良比一	四街道市和良比の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山梨一	四街道市山梨及びみそら三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
内黒田一	四街道市内黒田及び千代田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
みどり台一	八街市みどり台一丁目、みどり台二丁目及び榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
榎戸六	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
榎戸七	八街市榎戸、泉台二丁目、泉台一丁目及び八街ろの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
榎戸八	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

八街は九	八街市八街の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八街は一〇	八街市八街の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八街は一	八街市八街は及び佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八街は二	八街市八街は及び佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
八街ろ一	八街市八街ろ及び八街市八街ろの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
岩戸一五	印西市岩戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林一七	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林一八	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林一九	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林二〇	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林二一	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林二二	印西市小林的区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小林浅間	印西市小林浅間三丁目、小林浅間一	急傾斜地の崩壊
大森四	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平岡五	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平岡六	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平岡七	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
平岡八	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
木下	印西市木下、木下南一丁目及び木下南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒々井七	印旛郡酒々井町酒々井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上岩橋一三	印旛郡酒々井町上岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上岩橋一四	印旛郡酒々井町上岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
馬橋三	印旛郡酒々井町馬橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
馬橋四	印旛郡酒々井町馬橋の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
本佐倉九	印旛郡酒々井町本佐倉、上本佐倉及び佐倉市将門町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒直六	印旛郡酒直及び酒直台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒直七	印旛郡酒直及び酒直台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
酒直台	印旛郡酒直台二丁目及び酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
矢口一	印旛郡栄町矢口及び北辺田の区域の	急傾斜地の崩壊
丁目及び小林の区域のうち、次の図面に示す区域		

上志津六	佐倉市上志津及び南ユーカーが丘の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上志津七	佐倉市上志津の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上勝田三	佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上勝田四	佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
城一	佐倉市城及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
城二	佐倉市城の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
神門一	佐倉市神門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田一	佐倉市太田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田二	佐倉市太田、石川及び六崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田三	佐倉市太田及び大崎台五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田四	佐倉市太田、六崎、大崎台四丁目及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
大蛇町二	佐倉市大蛇町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
弥勒町一	佐倉市弥勒町及び大蛇町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
千成三	佐倉市千成三丁目、大蛇町、将門町及び印旛郡酒々井町本佐倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鍋木町一九	佐倉市鍋木町、並木町及び新町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鍋木町二〇	佐倉市鍋木町及び宮小路町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
海隣寺町一	佐倉市海隣寺町、田町及び鍋木町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鍋山町一	佐倉市鍋山町、鍋木町、栄町及び千成一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
南ユーカーが丘一	佐倉市南ユーカーが丘及び上座の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
馬渡二	佐倉市馬渡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯野町二	佐倉市飯野町、飯野及び飯野干拓の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
六崎七	佐倉市六崎及び大崎台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
六崎八	佐倉市六崎、大崎台二丁目及び大崎台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
六崎九	佐倉市六崎及び石川の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
寺崎四	佐倉市寺崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯田一三	佐倉市飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
上別所二	佐倉市上別所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

小篠塚三	佐倉市小篠塚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
木野子一	佐倉市木野子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
つくし座一	四街道市つくし座三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
旭ヶ丘一	四街道市旭ヶ丘一丁目、山梨及び旭ヶ丘三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
亀崎一	四街道市亀崎及び千代田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
亀崎二	四街道市亀崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
亀崎三	四街道市亀崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
栗山一	四街道市栗山及びつくし座三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
鹿渡一	四街道市鹿渡及びさが丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
和良比一	四街道市和良比の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山梨一	四街道市山梨及びみそら三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
内黒田一	四街道市内黒田及び千代田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
榎戸六	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
榎戸七	八街市榎戸、泉台二丁目、	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

泉台一	八街市八街及び佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
泉台二	八街市泉台二丁目、榎戸及び泉台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
泉台三	八街市泉台三丁目及び榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
八街は二	八街市八街は及び佐倉市上勝田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
八街ろ一	八街市八街ろ及び榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
岩戸一五	印西市岩戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林一七	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林一八	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林一九	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林二〇	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
小林二一	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
榎戸八	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
榎戸九	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
榎戸一〇	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
榎戸一一	八街市榎戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

本佐倉九	馬橋四	馬橋三	上岩橋一四	上岩橋一三	酒々井七	木下	平岡八	平岡七	平岡六	平岡五	大森四	小林浅間	小林二二
印旛郡酒々井町本佐倉、上	印旛郡酒々井町馬橋の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町馬橋の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町上岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町上岩橋の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡酒々井町酒々井の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市木下、木下南一丁目及び木下南二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林浅間三丁目、小林浅間一丁目及び小林の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

龍角寺	麻生三	麻生二	麻生一	北辺田一	須賀七	須賀六	須賀五	興津三	安食一〇	矢口一	酒直台	酒直七	酒直六	
印旛郡栄町龍角寺の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町麻生の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町麻生の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町麻生の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町北辺田の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町矢口及び北辺田の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直台二丁目及び酒直の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直及び酒直台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直及び酒直台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	本佐倉及び佐倉市将門町の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

監 査 委 員 告 示

千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和五年十一月十四日

千葉県監査委員	小 倉 明
千葉県監査委員	川 口 明 浩
千葉県監査委員	関 政 幸
千葉県監査委員	岩 井 泰 徳

千葉県監査委員告示第八号

千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示

千葉県監査委員事務局事務決裁規程（昭和四十五年千葉県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「看護休暇」の下に「子育て部分休暇」を加え、同条第二項第四号中「もの」の下に「及び所属職員（副課長の職に係るものを除く。）の子育て部分休暇の承認に関すること」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

千葉県公安委員会告示第 29 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
令和 5 年 11 月 14 日

千葉県公安委員長 羽 田 明

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間
令和 6 年 1 月 16 日（火曜日）から 23 日（火曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 講習の場所
千葉市中央区新田町 4 番 22 号 サンプライト 7 階
- 4 受講対象者

5 最近 5 年間に 4 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
受講定員

10 人

6 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者については、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和 5 年 11 月 27 日（月曜日）から 12 月 1 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号）別記様式第 1 号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 受講申込書受付期間等

令和 5 年 12 月 18 日（月曜日）から 22 日（金曜日）までの午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 添付書類

4 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（警備業務従事証明書）及び履歴書

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

34,000 円

イ 納入方法

<p>受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>	<p>申込みは、受け付けない。 イ 受講申込書受付期間等 令和5年11月27日(月曜日)から12月1日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込書の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込書を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込書を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和5年12月18日(月曜日)から22日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(警備業務従事証明書)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 10,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p>
<p>千葉県公安委員会告示第30号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和5年11月14日</p>	<p>千葉県公安委員会委員長 羽田 明</p>
<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)に係る講習 2 講習の期日及び時間 令和6年1月22日(月曜日)及び23日(火曜日)の午前9時から午後5時まで 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サライト7階 4 受講対象者</p>	<p>4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの</p>
<p>5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。 7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込書に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う</p>	<p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>
<p>第13889号</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和五年十一月十四日 千葉県知事 熊谷 俊人 公共測量(空中写真撮影)</p>

三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月三日まで
 四 作業地域 流山市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年十一月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 四街道市

二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）

三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月十七日まで

四 作業地域 四街道市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和五年十一月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 八街市

二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）

三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月三十一日まで

四 作業地域 八街市全域

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和五年十一月十四日木更津市の変更に係る木更津都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年11月14日

千葉県企業局長 古野 美砂子

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

①栗山浄水場水道用ポリ塩化アルミニウム 予定数量 1,442,000キログラム

②千葉県企業局管理部経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 ④ラサ兒米株式会社 東京都千代田区内神田二丁目6番8号 ⑤1キログラム当たり31.35円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

その2

①栗山浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム 予定数量 639,100キログラム ②千葉県企業局管理部経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 ④横山商事株式会社 船橋市西船五丁目26番25号 ⑤1キログラム当たり7.66円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

その3

①柏井浄水場水道用硫酸（45%） 予定数量 840,000キログラム ②千葉県企業局管理部経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 ④クボキ水工株式会社 香取市牧野2,013番地 ⑤1キログラム当たり59.95円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

その4

①柏井浄水場水道用ポリ塩化アルミニウム 予定数量 4,684,000キログラム

②千葉県企業局管理部経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 ④横山商事株式会社 船橋市西船五丁目26番25号 ⑤1キログラム当たり34.98円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

その5

①柏井浄水場水道用液体苛性ソーダ（45%） 予定数量 786,000キログラム

②千葉県企業局管理部経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 ④株式会社千葉メソテ 千葉県中央区新宿二丁目12番6号 ⑤1キログラム当たり84.48円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

その6

①柏井浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム 予定数量 2,991,900キログラム

②千葉県企業局管理部経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 ④三洪ゼネラル株式会社 市原市小田部675番地1 ⑤1キログラム当たり

り77.33円 ⑤一般競争入札 ⑦令和5年7月28日
その7

①木下取水場水道用粉末活性炭(50%ウエット炭) 予定数量 1,747,000
キログラム ②千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24
③令和5年9月8日 ④三洪ゼネラル株式会社 市原市小田部675番地1 ⑤1キロ
グラム当たり330円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日
その8

①矢切取水場水道用粉末活性炭(ドライ炭) 予定数量 80,000キログラム ②
千葉県企業局管理部経理課 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9
月8日 ④金剛薬品株式会社 千葉市美浜区真砂二丁目24番12号 ⑤1キログラム当
たり235.40円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

正

誤

令和五年二月十四日付け県報第一三八一一号中

(選挙管理委員会)

ページ	段	行	誤	正
一	上	前から九	収支	収支報告書の要旨

購読料 本号 一部 三六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先 千葉県 〇四三(二二三)二六五八